

組合員証等の新規交付廃止に伴う資格確認書等の交付について

標記のことについて、地方公務員等共済組合法施行規程が改正され、令和6年12月2日より組合員証等の新規交付は廃止となり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行し、併せて、資格確認書等の交付が開始されることとなりました。

つきましては、資格確認書等の取扱いについて下記のとおりとなりますのでご確認ください。

記

1 交付済みの組合員証等の取扱いについて

令和6年12月2日より組合員証等の新規交付（紛失や氏名変更等に対する再交付も含む）は廃止となりますが、令和7年12月1日までは従来の組合員証等を使用できる経過措置期間が設けられましたので、交付済みの組合員証等は期限までご使用いただけます。

なお、経過措置期間中に組合員資格等を喪失した場合や組合員証等の有効期限を向かえた場合は、これまでと同様に組合員証等を本組合まで返却いただくこととなります。

令和7年12月2日以降は従来の組合員証は無効となりますので、本組合への返却は求めず、ご自身での処分をお願いする予定です。

2 資格確認書について

(1) 資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない方の被保険者情報を確認する手段として、氏名、性別、生年月日、組合員等記号・番号、保険者情報等を記載して交付するものです。

形状は、これまでの組合員証等と同じく、プラスチック・カード型・黄色です。

(2) 交付対象者について

① 申請が不要の交付対象者（職権交付）

- ・ マイナンバーカードを取得していない方
- ・ マイナ保険証の利用登録をしていない方
- ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、登録解除者
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
- ・ マイナンバーカードを返納した方

② 申請が必要な交付対象者

- ・ マイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）
- ・ マイナンバーカードを紛失・更新中の方

(3) 交付申請について

① 新規の資格取得時に交付申請をするとき

資格取得の手続きの際に提出する個人番号申告書の交付希望欄にチェックを付けて申請してください。

上記の（2）①に該当する方については、申請がなくても職権にてマイナ保険証の利用登録状況を確認したうえで交付しますが、申請による交付よりも時間を要する見込みですのでご注意ください。

② 新規の資格取得時以外に交付申請をするとき

上記の(2)②に該当する方については、「資格確認書交付申請書」により申請してください。

ただし、令和7年12月1日までは、交付済みの組合員証等をお持ちの方への資格確認書は交付いたしませんのでご注意ください。

(4) 交付の時期等について

① 新規の資格取得者に交付をするとき

交付申請をした組合員等については、資格取得に係る届出書類等が本組合に到着してから2週間程度(見込み)で所属所経由にて交付します。

職権交付対象の組合員等については、資格取得に係る届出書類等が本組合に到着してから1~2ヶ月程度で所属所経由にて交付します。

② 新規の資格取得時以外に交付をするとき

必要に応じて随時交付いたします。

(5) 有効期限について

資格確認書には有効期限(交付から最大5年)が設けられております。

(6) 再交付について

紛失や氏名変更等による再交付を希望する場合「再交付申請書」を提出してください。

(7) その他

資格確認書は医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものです。マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情がある場合に交付いたしますが、基本的にはマイナ保険証をお持ちの方から、「念のため資格確認書を持っておきたい」等の申請理由で交付することはできませんのでご注意ください。

3 資格情報通知書(資格情報のお知らせ)について

(1) 資格情報通知書(資格情報のお知らせ)とは

組合員自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、組合員等記号・番号・枝番、氏名、資格取得年月日及び通知年月日、保険者名等を記載し、新規資格取得時に交付するものです。

形状はA4サイズの紙です。

なお、資格情報通知書のみでは医療機関等の受診はできませんが、マイナ保険証の読み取りができない等の例外的な事象のときに、マイナ保険証と併せて提示いただくことで、医療機関等を受診することができます。

(2) 交付対象者について

資格取得された全ての組合員及び被扶養者に対して交付します。

(3) 交付申請について

申請は必要ありません。

(4) 交付の時期について

資格取得の手続きが完了し、資格情報と個人のマイナンバーの紐付けが確認取れ次第交付します。

なお、この通知書を受け取られた方は、資格情報がマイナ保険証にも反映されておりますので、マイナンバーカードを保険証としてご利用いただけますが、事前にマイナポータルでの資格情報の確認をお願いします。

(5) 有効期限について

資格情報通知書は、資格を喪失されるまで有効です。

(6) 再交付について

紛失や氏名変更等による再交付を希望する場合「再交付申請書」を提出してください。

4 任意継続組合員に係る資格確認書等について

資格確認書については、本組合の職権でマイナ保険証未登録者に対して交付しますので、申請は不要です。

資格情報通知書については、全ての任意継続組合員に交付します。

いずれも任意継続組合員のご自宅に郵送します。

5 その他

現職の組合員の方は、全ての申請等をお勤め先の共済組合事務担当課（総務課、人事課等）経由で行ってください。申請書様式等も担当課あてに配布しています。

任意継続組合員の方は、所属所経由での申請等も可能ですが、本組合あてに直接郵送やご連絡をお願いします。